

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	227	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険の制度改革及び報酬改定に関連する省令等の公布日等の見直し

提案団体

宮城県、北海道、岩手県、北上市、仙台市、石巻市、角田市、栗原市、大崎市、蔵王町、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、広島県、石巻地区広域行政事務組合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

老人福祉に係る「基準省令」、「介護報酬告示」及び関係通知の早期公布(1月公布の場合は施行日を同年 10 月以降にする、又は、4月1日施行の場合は前年 11 月末までに行う)

具体的な支障事例

介護保険法においては概ね3年に一度の制度改革されている。令和6年度制度改革においては、改正の概要が令和5年 12 月に示されてから制度が施行される令和6年4月1日までの期間が4ヶ月程度となっていたが、その大部分を条例等の改正作業に費やすこととなったため、事業所・施設向けの周知等、新制度の円滑な移行に向けた準備等を行う人員及び作業期間を十分確保することが困難な状況となった。また、制度改革に関する告示や通知の発出も令和6年3月 15 日と新制度施行の直前となっており、新制度移行に係る事業者への十分な周知等が困難であった。

併せて公布される基準省令を元に条例及び施行規則の改正を例年行っているが、議会及び条例・規則の法令担当課等による審査の日程を踏まえると、極めて短期間の間に条例・規則の改正案を調製する必要があり、所管課及び法令担当課における業務の負担が極めて大きくなる。

平成 30 年地方分権改革に関する提案募集提案事項 No.83 により 提案され、令和3年度改正時において従前より早期の省令公布等の対応がされたが、依然として上記の状況となっていることから、更なる措置を求めるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

制度改革に係る問い合わせが平常時より多く寄せられたが、各種通知が発出されるまでは詳細が不明な基準・加算が多く、年度内の正確な対応が困難であった。

サービス提供事業者は、制度改革に伴い、人員配置・運営体制の見直しを行う必要が生じる。また、利用者等に対して利用料等の重要事項の説明を行い、同意を得ることがサービス提供事業者には義務付けられていることから、報酬改定に伴う利用料変更に関する手続きを行う必要が生じる。しかし、告示・通達から施行日までの期間が短いため、人員配置・運営体制の見直しや利用料変更手続きを適正に行うための十分な期間を確保できない状況にある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

改正後の制度内容に係る事業者対応を充実させることが可能となり、円滑な新制度移行及び適正な制度運営が可能となる。

サービス提供事業者が人員配置・運営体制の見直しや利用料変更手続きを適正に行うための十分な期間を確保できる。

根拠法令等

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、花巻市、ひたちなか市、上尾市、柏市、東久留米市、横浜市、川崎市、新潟市、須崎市、富士市、名古屋市、西尾市、兵庫県、宍粟市、島根県、今治市、高知県、佐賀県、熊本市、別府市、宮崎県、伊佐市、特別区長会

○介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業に関する改正事項について、①「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」及び②報酬告示については予告なく3月中旬に示めされた。①については、誤記載の箇所が複数確認され、厚生労働省担当者に直接確認し、当該担当者は誤記載である旨の認識を示すも、修正もされないまま1年以上が経過している。②については、法令上、厚生労働大臣が示す単価を勘案して市町村で単価を設定できるものとされているが、3月中旬に示されたところとあっては、市町村で勘案するいと間もなく、単価設定をせざるを得ない状況であり、法制度として規定されていることが意味をなさないこととなっている。

○厚生労働省の改正概要の提示 令和5年12月

- ・介護保険料の基準額決定 令和6年1月
- ・給付費の確定 令和6年1月
- ・保険料の条例作成 令和6年1月
- ・3月定例会にて議決 令和6年3月

令和6年度の報酬改定は、上記のスケジュールであり、行政及び事業所で理解不十分のまま制度開始となった。改正概要の提示から給付費及び保険料の基準額を決定するまで期間が短かったため、十分検討の余地が無く、業務の負担増に繋がった。また、事業所への周知期間が無く、問い合わせに対応するのも困難であった。老人福祉に係る「基準省令」、「介護報酬告示」及び関係通知の早期公布については、行政及び事業所の事務の負担軽減の観点から見直しが必要である。

○改正内容について職員が十分に理解するには期間が短く、事業所・施設に適切な指導を行うことに支障が出る。

○改正情報が発出されてから極めて短時間での例規改正作業が生じるほか、事業所への十分な周知が困難である。

○制度改正の概要の提示から施行開始の期間が短いため、円滑な新制度移行及び適正な制度運営が困難となっている。また、制度改正に関する告示、通知の発出から施行開始の期間も短いため、サービス提供事業者が人員配置・運営体制の見直しや利用料変更手続きを適正に行うための十分な期間を確保できない状態である。

各府省からの第1次回答

ご指摘の「基準省令」及び「介護報酬告示」については、介護保険法の規定に基づき、改定を行う際にはあらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならないこととされているが、改定による現場の事務負担等も考慮し、「介護報酬告示」の解釈を示す「関係通知」と合わせて、可能な限り早急に公布・発出するよう努めており、令和6年度介護報酬改定においても、令和3年度介護報酬改定と同様に3月15日付けで「基準省令」、「介護報酬告示」及び「関係通知」の公布・発出を行ったところ。

各自治体の条例改正作業に影響があることを踏まえ、「基準省令」について公布前に適宜自治体に共有するなど、改定による現場の事務負担等も考慮しつつ、柔軟な対応を行っているところだが、ご指摘いただいている事案を踏まえて、引き続き、現場の事務負担等と行政手続法等に基づく公布手続とのバランスを考慮しつつ、必要な対応を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「基準省令」、「介護報酬告示」及び「関係通知」の公布・発出が3月15日付けとされ、施行日である4月1日まで

約2週間という期間では、新制度移行への十分な期間とは言えず、介護事業所においても、その短い期間で運営体制の見直しや重要事項説明書の改訂、利用書への説明と同意取得を完了させることを強いられることとなるため、適正な運営・手続のために必要な期間が確保されているとは言い難い。

公布・発出前に自治体へ改正案等を共有されたとしても、最終的に公布・発出された内容は事前に共有された内容から多数の修正がなされていることが実情である。また、介護報酬改定後の全項目の単位数表については、事前共有はされていない。したがって、自治体や介護事業所が事前に共有される改正案等に基づいて必要手続を進めることは困難であり、課題解決のためには最終的な「基準省令」、「介護報酬告示」及び「関係通知」の公布日・発出日を見直すほかない。

提案において求めている「1月公布の場合は施行日を同年10月以降にする、又は、4月1日施行の場合は前年11月末までに行う」は、自治体及び介護事業所が行う手続に最低限必要な期間を考慮したものであることから、この期日を前提とした改善を実施されたい。また、次期計画の改正・改定が翌年度に差し迫っていることから、社会保障審議会のスケジュールの早急化を検討に加えた上で、社会保障審議会、公布・発出、施行日の改善実施に伴う具体的なスケジュールを回答において示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】

自治体の条例改正等に影響が出ていることを踏まえ、厚生労働省においても、作業スケジュールの前倒しなどにより、早期に自治体への情報提供を行うよう改善を図っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

介護報酬改定については、各年度の予算編成過程を経て決定される改定率を踏まえて、各サービスの単位数を決定しており、「社会保障審議会のスケジュールの早急化」は困難である。

そのため、第1次回答で回答しているとおり、各自治体の条例改正作業に影響があることを踏まえ、「基準省令」について公布前に適宜自治体に共有するなど、改定による現場の事務負担等も考慮しつつ、柔軟な対応を行っている。また、「報酬告示」についても、改定内容の施行に向けた現場の準備期間等も考慮し、例えば令和6年度介護報酬改定においては、令和6年1月22日の介護給付費分科会において、「報酬告示」の改正後全文及び令和6年度介護報酬改定の概要資料をお示しした上で、介護給付費分科会への諮問を行い、改定の内容を確定している。

厚生労働省としては、予算編成過程のスケジュールを踏まえつつ、現場の事務負担等も考慮した上で、可能な限りで柔軟な対応を行っているところであり、引き続き必要な対応を行ってまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

—